十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十九年十月十三日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十九年十月十三日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十九年十月十七日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百二十七回）	○・八％	平成三十四年十二月二十日	百五十億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十八回）	○・六％	平成三十五年三月二十日	一億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）	○・八％	平成三十五年六月二十日	四百三十億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十回）	○・八％	平成三十五年九月二十日	百三十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十一回）	○・六％	平成三十五年九月二十日	四十三億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十二回）	○・六％	平成三十五年十二月二十日	五百三億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十三回）	○・六％	平成三十六年三月二十日	八百三十八億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十四回）	○・六％	平成三十六年六月二十日	百十億円
利付国庫債券（二十年）（第六十一回）	一・○％	平成三十五年三月二十日	千百二十六億円
利付国庫債券（二十年）（第六十四回）	一・九％	平成三十五年九月二十日	三十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十回）	二・四％	平成三十六年六月二十日	九十三億円
利付国庫債券（二十年）（第七十一回）	二・二％	平成三十六年六月二十日	二十億円

利付国庫債券（二十年）（第七十二回）	二・一％	平成三十六年九月二十日	三十億円
利付国庫債券（二十年）（第七十六回）	一・九％	平成三十七年三月二十日	十二億円
利付国庫債券（二十年）（第七十七回）	二・○％	平成三十七年三月二十日	十二億円
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	五十四億円
利付国庫債券（二十年）（第九十七回）	二・二％	平成三十九年九月二十日	一億円
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	二・一％	平成三十九年十二月二十日	九十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百回）	二・二％	平成四十年三月二十日	四十九億円
利付国庫債券（二十年）（第百一回）	二・四％	平成四十年三月二十日	三十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百七回）	二・一％	平成四十年十二月二十日	三十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百九回）	一・九％	平成四十一年三月二十日	五十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百十一回）	二・二％	平成四十一年六月二十日	六十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百十四回）	二・一％	平成四十一年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百十五回）	二・二％	平成四十一年十二月二十日	三十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十七回）	一・九％	平成四十三年三月二十日	七百八十七億円
利付国庫債券（二十年）（第百二十八回）	一・九％	平成四十三年六月二十日	四億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十回）	一・八％	平成四十三年九月二十日	十八億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十一回）	一・七％	平成四十三年九月二十日	百十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十七回）	一・七％	平成四十四年六月二十日	七十二億円
利付国庫債券（二十年）（第百四十二回）	一・八％	平成四十四年十二月二十日	二百八十四億円
利付国庫債券（三十年）（第二回）	二・四％	平成四十二年二月二十日	百四十四億円
利付国庫債券（三十年）（第三回）	二・三％	平成四十二年五月二十日	四十七億円